御浜町教育大綱

令和3年5月

御 浜 町 御浜町教育委員会

1. 教育大綱策定(改訂)の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律第1条の3に規定されるもので、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

令和3年度よりスタートする「第6次御浜町総合計画」(以下、「総合計画」という) において、「ともに学びあい人と文化を育むまちづくり」という教育・文化・スポーツ 分野における基本目標が策定されました。そこで、今回の教育大綱の策定(改訂)に 当たっては、この基本目標の内容を踏まえながら、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」の場において協議を進めてきました。

このように、地域住民の意向を一層反映させながら「総合計画」が示す、町における教育、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策推進のための指針として、本大綱を定めることとします。

2. 教育大綱の期間

「総合計画」の基本計画の前期計画期間との整合性を図るため、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、教育を取り巻く状況の変化や施策の進捗状況などを踏まえ、必要に応じて 見直しを行うこととします。

3. 基本目標

ともに学びあい人と文化を育むまちづくり

(教育・文化・スポーツ)

少子高齢化に加え人口減少が進む中、郷土に誇りと愛情を持ち、心豊かに生きがいを感じながら暮らすことができる質の高い教育と文化のまちづくりを実現するため、 安全で安心な教育環境の整備と学校規模の適正化、適正配置を推進し、新しい時代に 即した学校教育の充実に取り組みます。

また、瑞々しい感性と確かな学力を備え、将来を逞しく生き抜く人材を育成し、自 尊感情・自己有用感に富んだ青少年の健全育成に取り組みます。 住民主体の芸術・文化・スポーツ・レクリエーション活動を促進するため、社会教育環境の充実と生涯を通して学びと自己実現を図る学習機会の提供に取り組みます。また、地域人材、地域資源を活用し、「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された熊野古道(伊勢路)をはじめ、地域に受け継がれる有形・無形の伝統文化の保存・継承と発展に努めることによって「みはま」らしい特色ある文化のまちづくりを目指します。

4. 基本計画

| 学校教育の充実・青少年の健全育成

【めざす姿】

すべての児童、生徒が、「確かな学力」を身につけ、健やかに成長しています。

【主要施策】

(1) 教職員の授業力向上・授業の改善

- ・御浜町学校教育基本方針における「学びの共同体」の理念に基づいた、授業改革、授業力向上を目指した研修体制を構築し、教職員のスキルアップに取り組みます。
- ・わからないことをそのままにせず、前向きに挑戦し学び続ける児童、生徒の育成 を図ります。

(2)特色ある教育の推進

- ・ALT(外国語指導助手)による英語教育の充実を推進します。
- ・GIGAスクール構想に基づくICT技術を活用した教育を推進します。
- ・図書館司書の継続配置や、蔵書の質・量の向上などの学校図書の充実を図り、児童生徒の教養を深める学習環境を整備します。
- ・児童、生徒が学校で不安なく過ごせるよう、関係機関との連携のもと、各学校の施設整備や防災教育、多種多様な生き方・考え方を育てる教育、いじめ問題や心のケアの対応、特別支援教育支援員の配置などによる特別支援教育の充実に取り組むとともに、適切な就学相談、指導を実施します。
- ・コミュニティスクールを軸とした地域住民との連携を図り、地域とともに歩む学 校運営を行います。

(3) 学校給食の充実

- ・安心、安全な学校給食の提供に取り組みます。
- ・「食を通じた心身の健全な成長」を基本理念として栄養バランスのとれた給食を実施し、健康的な食習慣の形成、食事マナー、地元産物や食文化についての学習を 促進します。
- ・学校給食施設については、公共施設等総合管理計画(学校教育施設)に基づき、 適切な維持管理及び運営体制の見直しを行います。

(4) 教育環境の充実

・少子化を見据えた学校規模の適正化、適正配置については、保護者との意見交換 や、各中学校区で設置された学校運営協議会等での議論を踏まえ、「御浜町学校規 模適正化計画(仮称)」を策定するとともに、児童、生徒がより充実した教育が受 けられるよう、教育環境の整備に取り組みます。

(5) 青少年の活動支援

- ・青少年育成町民会議や地域コミュニティと連携し、青少年を核とした世代間交流 や地域間交流を図りながら、青少年活動事業やボランティア活動、伝統芸能の継 承活動などを推進します。
- ・放課後子ども教室により放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保を図るとともに、防犯パトロールや街頭啓発など、地域一体となった青少年の見守り活動を支援します。

Ⅱ 生涯学習の充実

【めざす姿】

誰もが、生涯にわたり自発的に学び続けられる環境が整っています。

【主要施策】

(1)生涯学習施設の整備

・生涯学習の拠点となる中央公民館や地区公民館については、公共施設等総合管理計画(社会教育施設)に基づき、利用者が快適に利用できるよう計画的な維持管理を 行います。

(2)読書環境の整備・充実

- ・中央公民館図書室については、住民にとって身近に学べる場所として快適に利用できるよう、図書司書を配置し、住民ニーズに即した蔵書の充実や新刊の紹介を実施するとともに、積極的に情報発信をおこなうなど、あらゆる世代が読書に親しむ環境の整備、充実に取り組みます。
- 関係団体と連携しイベントや講演会等を開催します。

(3)主体的な学習活動の促進

- ・学習活動から学んだ知識や技術が地域社会に活かされるよう、公民館活動を中心に 幅広い世代に学習機会を提供するとともに、各種サークルが主体的に取り組む生涯 学習活動を支援します。
- ・コミュニティスクールを活用し、児童、生徒と地域住民が共に学習できる環境の整備、充実に取り組みます。

Ⅲ 文化芸術活動の推進と文化遺産の保存・継承

【めざす姿】

誰もが、生涯にわたって文化、芸術に親しむことができる環境が整っています。 文化財等が適切に保存、継承され、次世代に引き継がれています。

【主要施策】

(1) 文化芸術活動の促進

- ・住民の主体的な文化芸術活動を促進するため、文化協会をはじめ文化芸術関係団体 の活動を支援します。
- ・町民文化祭の開催など、学び、創作、発表の場及び機会を創出するとともに、文化 協会と連携し、文化芸術活動を担うリーダーや若い世代の育成を促進します。

(2) 文化芸術鑑賞機会の提供

- ・誰もが気軽に楽しく文化芸術にふれあえる環境づくりを進めるため、音楽、演劇、 映画、能楽など、多彩で質の高い文化芸術鑑賞の機会を提供します。
- ・小中学校で文化芸術のアウトリーチ(地域派遣型の芸術家等による芸術の創作、体験等)などを導入し、子どもたちの文化芸術に関する興味を高めます。

(3) 文化財等の保全・継承と活用

- ・地域共通の財産である「世界遺産 熊野古道」をはじめ、指定文化財の適切な保全 に取り組みます。
- ・地域に受け継がれる有形、無形の伝統文化や伝統芸能については、保存団体の活動 や後継者の育成を支援するなど保存、継承に取り組みます。
- ・文化財等の保管、展示について協議を進め、文化財を活用した町の歴史や文化に親 しむ機会を創出することで町の魅力向上につなげます。

Ⅳ スポーツ活動の推進

【めざす姿】

誰もが、生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境が整っています。

【主要施策】

(1)スポーツ施設の整備

- ・スポーツ施設については、公共施設等総合管理計画(社会教育施設)に基づき、計画的な維持管理を行います。
- 学校開放施設を含めスポーツ施設の積極的な利用を促進します。

(2)スポーツ団体の活動支援

- ・住民の主体的なスポーツ活動を促進するため、体育協会をはじめスポーツ関係団体 の活動を支援します。
- ・競技スポーツの強化と競技力の向上を図るため、学校と地域が連携し、部活動への 外部指導者の登用を促進します。

(3) 多様なスポーツ活動の普及促進

・誰もが身近にスポーツを楽しむことができる環境づくりを進めるため、総合型地域 スポーツクラブの活動を支援するとともに、スポーツ推進委員によるスポーツ教室 などの開催を積極的に推進します。